

第 20 回定年力検定試験

模範解答と一部解説

問題番号	生活	税金・不動産	保険・年金	金融	相続
1	2	3	2	3	2
2	2	1	3	1	3
3	1	3	2	3	3
4	2	1	1	2	1
5	3	1	2	3	3
6	1	2	1	3	3
7	3	2	2	1	1
8	3	1	1	2	1
9	2	1	1	3	2
10	2	3	3	3	1
11	1	2	1	3	1
12	3	3	2	2	2
13	3	3	3	3	3
14	2	2	3	2	2
15	1	3	1	1	1
16	2	3	2	2	3
17	3	2	3	1	3
18	2	3	3	3	2
19	1	1	1	1	2
20	3	2	2	1	1

<不正解が多かった問題の解説>

【生活】

問 4

バランスシートを作成する際のポイントは、資産や負債をその時点の時価で評価することです。個人年金保険の時価とは、作成時の解約返戻金になります。よって、回答は②になります。

問 16

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がないなどの理由で、近年、市区町村長が一人暮らし高齢者の成年後見の申立てを行うケースが増えています。

時事問題として出題しましたが、やや難しい問題だったかもしれません。

成年後見の申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、市区町村長、検察官です。

よって、解答は②になります。

問 18

お墓の維持が難しく、地方から都市部へ先祖の墓を移したり、都市部でも承継を必要としない永代供養墓などに遺骨を移したりする改葬が近年増加しており、時事問題として出題しました。改装には、墓石の解体や更地にする費用以外にも、墓石の廃棄や移設などさまざまな費用がかかります。遺骨を取り出すときや納骨する際の法要などでお布施が必要になる場合もあり、100万円～300万円くらいを目安に考えるとよいでしょう。よって、解答は②になります。

【税金・不動産】

問 7

タクシー代は、一般的には医療費控除の対象になりませんが、病状からみて急を要する場合やタクシーを利用しなければ通院することができないようなやむを得ない事情がある場合は、その全額が医療費控除の対象となります。よって、②は正解です。

家族など付添人の交通費(通院のために通常必要なものに限り)は、患者の年齢や病状からみて、患者を一人で通院させることが危険な場合には、医療費控除の対象となります。しかしながら、入院している親の世話をするために家族が通院している場合の交通費は、患者である親自身が通院していないことから医療費控除の対象とはなりません。よって、③は誤りです。

医療費控除の問題はやや難しかったかもしれませんが、よく考えて消去法で解くと②の解答にたどり着きます。

【保険・年金】

問 14

介護休業給付金の支給額は、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業からは、67%の支給となっています（平成 28 年 7 月 31 日以前は 40%支給）。

定年力検定の公式テキストを購入された方は、平成 29 年 2 月差込版「改正及び修正箇所等について」をご確認下さい。

【相続】

問 16

住宅取得等資金贈与の非課税制度が適用された結果、贈与税の納付税額がなくても申告書の提出は必要です。申告書を提出しないと非課税の適用が受けられません。